

草津市障害者虐待対応マニュアル

令和3年4月

草津市

はじめに

(対応マニュアルの作成にあたって)

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が施行されました。

この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立および社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することとされています。

この目的を実現するために、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等の責務を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。

この法律の制定を受け、草津市では障害者虐待対応に取り組んでまいりましたが、昨今の経済情勢の悪化や生活環境の多様化から、障害者虐待の背景事情が複雑化しており、より一層の組織的な対応が求められているところです。今回作成しました虐待対応マニュアルを活用し、改めて組織全体で障害者虐待の対応について見直すとともに、さらなる障害者虐待の防止、虐待の早期発見、養護者への支援を進めてまいります。

【目次】

1	障害者虐待とは	… 1
	（1）障害者虐待防止法の成立	… 1
	（2）障害者虐待の定義と対象	… 1
	（3）障害者虐待事案として取り扱う虐待の種別の範囲	… 3
2	障害者虐待事案への対応手順	… 5
	ア 養護者による障害者虐待	… 5
	イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	…14
	ウ 使用者による障害者虐待	…18
3	障害者虐待対応フローチャート	
	養護者による障害者虐待への対応（別紙1）	…20
	施設従事者による障害者虐待への対応（別紙2）	…21
	使用者による障害者虐待への対応（別紙3）	…22
4	各様式集	
	養護者による障害者虐待への対応様式	
	施設従事者による障害者虐待への対応様式	
	使用者による障害者虐待への対応様式	

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要である。こうした点に鑑み、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成 23 年 6 月 17 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が議員立法により可決、成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行された。

(2) 障害者虐待の定義と対象

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者と定義している。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。

対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合でも適切な対応が重要となる。また、障害者には 18 歳未満の者も含まれる。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、ア) 養護者による障害者虐待、イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、ウ) 使用者による障害者虐待に分けて以下のよう

ア 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等および使用者以外のもの」と定義されている。

現に身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が考えられ、同居の有無は問わない。

なお、18 歳未満の障害児に対する養護者虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されているが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用される。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事するものと定義されている。

「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は次のとおり。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用される。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設・ のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービス事業・ 一般相談支援事業および特定相談支援事業・ 移動支援事業・ 日中一時支援事業・ 重度障害者大学就学支援事業・ 重度障害者等就労支援特別事業・ 地域活動支援センターを運営する事業・ 福祉ホームを運営する事業・ 障害児相談支援事業・ 障害児通所支援事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助

(障害者虐待防止法第2条第4項参照)

ウ 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者およびその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されている。

この場合の事業主には派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国および地方公共団体は含まれていない。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用される。

（3）障害者虐待事案として取り扱う虐待の種別の範囲

本市では、以下のような場合について、障害者虐待事案として取り扱うこととする。

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p>障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける，医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する，ミトンやつなぎ服を着せる，部屋に閉じ込める，施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
性的虐待	<p>障害者にあらゆる形態の性的な行為をすることまたはその強要をすること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する，又は会話する ・わいせつな映像を見せる
心理的虐待	<p>障害者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放任	<p>障害者への介助や生活の世話（サービス提供、雇用）を行っている者が、その提供を放棄または放任し、障害者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。また、必要なサービスを制限したり、同居人（他の利用者、他の労働者）による虐待行為を放置したりすること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態を悪化させる ・入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・必要な福祉サービスを制限する ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

区 分	内 容 と 具 体 例
経済的虐待	<p>障害者の財産を不当に処分すること、その他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

【参考】 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○ 障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法				
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等 ※3	障害児相談支援事業所等		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) ※1			—	障害者虐待防止法 (省令) ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県) ※4	障害者虐待防止法 (省令) ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長・管理者)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	— 【特定疾病 40歳以上】	(20歳まで) ※2 —	【20歳まで】 —	—	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

2 障害者虐待事案への対応手順

本市では、障害者虐待の通報・届出等があった場合、次の「ア 養護者による障害者虐待」、「イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、「ウ 使用者による障害者虐待」に添って対応していく。

ア 養護者による障害者虐待 (別紙1参照)

(1) 虐待の発見 (虐待の疑い)

虐待(疑い)を発見した者、虐待を受けた障害者から障害福祉課へ通報、届出、相談。

(2) 相談の受付・通報・届出の受理

虐待防止センターである障害福祉課が、通報、届出等の窓口になる。

連絡先

○日中(午前8時30分から午後5時15分まで)

草津市障害福祉課 TEL: 077-561-2363

(虐待防止センター) FAX: 077-561-2480

○夜間・休日

草津市役所(守衛室) TEL: 077-561-2499

■相談の受付・通報受理後の流れ

障害福祉課は、障害者虐待の通報や届出内容に係る「障害者虐待受付票」(様式1)を作成する。

なお、通報等の内容がサービスへの苦情など障害者虐待とは明らかに異なる場合は、適切な相談窓口への連絡を行う。

■通報受理時の留意事項

○障害福祉課には、守秘義務があることを伝える。

・障害者虐待防止法第8条では市町村に、受け付けた相談や通報について守秘義務が課せられている。

○通報者と障害者の関係や通報者の情報源を確認する。

- ・通報者と障害者との関係について確認する。また、通報者が虐待について、自身で実際に目撃したのか、推測したのか、誰かから聞いたのかなど情報源を明確にする。

○あいまいな表現は避け、できる限り数値で情報を集約する。

- ・例えば、「夜、怒鳴り声や泣き声が聞こえる」といった通報内容の場合、「どの時間帯か」「何回聞いたのか」など可能な限り数字に置き換えて確認を行う。

○日時を正確に確認する。

- ・障害者が怪我をしたのはいつか、通報者がその傷を確認したのはいつか、障害者や養護者の発言を聞いたのはいつかなど、時間の経過によって変化するものは、日時の正確な確認を行う。

○相手の心情や立場に配慮した聞き取りを行う。

- ・詰問口調で尋ねたり、矢継ぎ早に質問するなど、通報者の心情を害するような聞き取りは慎む。
- ・通報者が当該障害者の近隣住民である場合には、将来的に協力を依頼する可能性も視野に入れ、連絡先を聞く。また、担当者の名前を伝え、気づいたことがあればいつでも連絡をいただくよう伝える。

(3) コアメンバー会議（対応方針の協議）

障害福祉課は通報等受理後、速やかにコアメンバー会議にて対応方針の協議を行い、初回相談の内容の共有、事実確認および緊急性の判断を行うための会議を行う。また、「障害者虐待情報共有・協議票」（様式2）を整備する。

■コアメンバー会議の位置づけ

初回相談の内容の共有、事実確認および緊急性の判断を行うための会議

■協議事項

- ・虐待の疑いについての判断、緊急対応が必要かの判断
- ・必要な情報収集項目
- ・事実確認の方法と役割分担
- ・事実確認の期限（初回虐待対応ケース会議の開催時期）
- ・予想されるリスクへの対応（障害者に医療が必要な場合や介入拒否の場合の対応等）

■出席者

- ・障害福祉課職員（課長、係長、担当者、相談受理者等）

■通報者への報告についての留意事項

- ・通報者には、守秘義務の許す限り対応方針について報告することが望ましいが、通報等に係る個人情報の保護や守秘義務について十分な理解が得られないおそれがある場合には、慎重に対処することとする。

（４）事実確認、訪問調査

コアメンバー会議において虐待の疑いがあると判断した場合、障害福祉課は、コアメンバー会議で決定した事実確認方法と役割分担にそって、関係機関からの情報収集と障害者および養護者への訪問調査を実施し、障害者の安否確認を実施する。

事実確認後は、確認事項および情報収集した結果を「事実確認票－チェックシート」（様式３）に記載する。

■関係機関からの情報収集時の留意事項

- ・事実確認項目の漏れを防ぎ、客観性を高めるため、複数職員による訪問を原則とする。
- ・秘密の保持、詳細な情報を入手するため、緊急時を除き、訪問による情報収集を原則とする。
- ・民生委員や近隣住民からの聞き取りを行う場合、障害者や養護者を支援する立場であることを明確にし、障害者や養護者、家族のプライバシーに配慮するよう注意する。
- ・関係機関等に情報収集した際には、障害者、養護者、その家族等に、情報収集した内容や情報収集を行った理由が伝わらないように、関係機関等に守秘義務について説明し、理解を求める。

■障害者および養護者への訪問調査時の留意事項

- ・客観性を高めるため、複数職員による訪問を原則とする。
- ・障害者と養護者への面接担当者は分けて、別々の場所で面接を行うよう努める。

（５）虐待対応ケース会議の開催

障害福祉課は、障害者の安否確認および虐待の実態把握後、速やかに虐待対応ケース会議を開催し、以下の項目についての協議を行い、市としての意思決定を行う。情

報の共有を行うため、情報を集約した「アセスメント要約票」（様式4）を用いる。また、会議の結果について「障害者虐待対応会議記録・支援計画書」（様式5）を整備する。

■虐待対応ケース会議の位置づけ

市の責任において虐待の有無と緊急性の判断を行い、対応方針を決定するために開催する会議

■協議事項

- ・事案のアセスメント、総合的な援助方針と支援内容
- ・各機関の役割分担と期限
- ・主担当者、連絡体制の確認
- ・緊急性の判断
- ・分離保護の必要性の判断
- ・立入調査の要否の判断
- ・緊急一時保護の活用、やむを得ない事由による措置の判断 等

■出席者（事案に応じて招集）

- ・コアメンバー…障害福祉課職員（課長、係長、担当者等）
- ・支援機関…基幹相談支援センター、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関、市関係課等
- ・専門機関…弁護士、社会福祉士、警察、医療機関、滋賀県障害福祉課等

■虐待対応ケース会議開催時の留意事項

- ・出席者については、事案に応じて、上記以外の庁内関係部署の職員の出席を障害福祉課から要請する。

■虐待支援ネットの活用

- ・事案に応じて、虐待支援ネットを活用する。（草津市虐待ネット委託メンバー）

（6）立入調査 【市の権限行使】

障害福祉課は、養護者により介入を拒否される場合で、生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあったり、事件性が危惧される場合は、警察署長に対して援助要請し警察官の協力による立入調査を実施する。

警察署長への援助要請については、「障害者虐待事案に係る援助依頼書」（様式7）

により行う。(障害者虐待防止法第12条第2項)

■立入調査の要否判断

立入調査は市の強制力の行使にあたることから、その要否については、障害福祉課長の出席する虐待対応ケース会議で判断する。

■立入調査の事前準備

立入調査の実施にあたっては、事前に次のような準備を行う。

- ・実施のタイミングの確定
- ・立入調査の実施時に予想される事態へのシュミレーション
- ・調査実施者の選任（複数）と調査者の役割分担、調査時の確認事項の確認
- ・障害者の緊急保護に備えた保護先の確保
- ・警察署長への援助要請

■立入調査の実施

事前準備をもとに、複数の職員で立入調査を実施する。立入調査を実施する職員は、「身分証明書」（様式8）を携帯する。

立入調査時の実施事項は次のとおり。

① 立入調査の目的の説明

- ・立入調査は、法律に基づいた行政行為であること、調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて、養護者等の協力を得られるように誠意をもって説明する。

② 障害者の生命や身体の安全確認と、分離保護の必要性の判断

- ・第一に障害者の生命や身体の安全確認を行い、次に虐待が疑われる事実の確認を行う。
- ・障害者の居室内の様子で、不衛生等の特徴的な様相がある場合には、障害者本人の同意を得た上で、写真撮影等により記録する。
- ・状況確認後、事前の打ち合わせで確認した緊急保護が必要な状態であると判断した場合には、緊急入院や自立支援サービスの利用、緊急一時保護の活用、身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」の適用をして、障害者を養護者と分離し保護する。
- ・養護者等と多少の摩擦が生じた場合でも、障害者の保護を優先させる。

■立入調査記録の作成

立入調査を実施した後に、調査内容について「事実確認票－チェックシート」（様式3）に追記する。

■立入調査時の留意点

障害者の生命や身体に重大な危険性が生じているおそれのある事例で、市が立入調査を実施せず、その結果、障害者の安全を確保することができなかった場合、市が法的責任を問われる可能性がある。

■立入調査（訪問調査）に必要となる準備品目

立入調査については、その性質から綿密な準備が必要。以下に、立入調査に必要な準備品目を参考に示す。また、この準備品目は、立入調査以前に実施する訪問調査においても参考となるものである。

必須項目	身分証（職員証、立入調査員証）	障害者虐待防止法第11条に、立入調査時の身分証の携帯等義務付けられている。	<input type="checkbox"/>
	筆記用具、メモ用紙等	記録を必ず取る必要がある。	<input type="checkbox"/>
	ICレコーダー、デジタルカメラ等	状況により、記録・証拠として、録音・撮影を行う必要が出てくる。特に立入調査は対象者の意に反したかたちで行うため、訴訟リスクの高い行政権限の行使。 録音・撮影等を行うことについて相手方に配慮が必要。	<input type="checkbox"/>
	時計	確実な記録を残すために、常に時間を確認できるようにしておく必要がある。	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	職場や関係機関等へ緊急に連絡を取らなければならない場合に必要。	<input type="checkbox"/>
	関係機関等の連絡先一覧	あらかじめ連携が想定されている機関の連絡先を準備しておく。	<input type="checkbox"/>
	制度等説明パンフレット（「くさつの障害福祉」等）	事実確認の結果、障害福祉サービス等の利用が適当と判断されるケースについて、訪問の機会を利用して各種サービスの説明を行う場合に利用。	<input type="checkbox"/>
各種サービス利用申請書等	障害福祉サービス等の利用が適当と判断されるケースについては、その場で申請書を受け付けするなどの配慮が必要。	<input type="checkbox"/>	

任意項目	救急箱	通報内容からケガ等が想定される場合に準備。この場合は、保健師等の同行も検討。	<input type="checkbox"/>
	懐中電灯、ヘッドライト等	夜間やライフラインが止まっている家への訪問調査では、懐中電灯等が必要。	<input type="checkbox"/>
	軍手、室内履きの靴、スリッパ、靴下等	訪問先の状況によって必要。	<input type="checkbox"/>
	メジャー	確実な記録を残すため、必要な場合持参。	<input type="checkbox"/>

(7) やむを得ない事由による措置 【市の権限行使】

■ 要否の判断

身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」の要否の判断は市の強制力の行使にあたることから、その要否については、障害福祉課長の出席する虐待対応ケース会議で判断する。

■ 実施手続き

やむを得ない事由による措置の実施は、虐待対応ケース会議で決定した内容と役割分担に応じて実施する。

■ 実施した後の支援

やむを得ない事由による措置は、あくまでも障害者の生命や身体の安全または財産を確保するための一時的なものであり、障害者および養護者に対して、措置を実施した後の支援が必要である。

障害者に対しては、やむを得ない事由による措置を適用している間の精神的なケアが必要である。さらに養護者が障害者を強引に連れ戻したりすることも考えられるため、養護者からの保護についての検討と支援が必要である。

また、養護者についても、必要に応じて精神的な支援を行う。

■ 解除の判断

障害福祉課長の出席する虐待対応ケース会議でやむを得ない事由が解消したと判断された時点で、やむを得ない事由による措置は解除し、契約による自立支援サービスへの切り替え等の支援を行う。

(8) 障害者への支援

虐待対応ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合

においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定する。

(9) 養護者への支援

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要である。

■養護者支援の際の留意点

- ・養護者との間に信頼関係を確立する。
- ・家族関係の回復、生活の安定を図る。
- ・養護者への専門的な支援を行う。
- ・養護者の介護負担、介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう。

(10) 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障害者の権利を養護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要がある。

(11) モニタリング・虐待対応の終結

■定期的なモニタリング

緊急的または集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもある。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行う。

■関係機関との連携による対応

モニタリングは関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要である。個別ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制を明確にし、常に連携して対応する。

■再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していく。

■虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることである。

虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要。

虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理し、障害福祉課長が出席する虐待対応ケース会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定する。その後の生活の支援については、通常業務として対応し、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるように、必要な関係機関に情報提供する。

終結時の虐待対応ケース会議では、対応方針の実施状況等の確認と評価、今後の方向性を決定するものとし、「障害者虐待対応評価会議記録票」（様式6）を整備する。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(別紙2参照)

(1) 虐待の発見 (虐待の疑い)

虐待(疑い)を発見した者、虐待を受けた障害者から障害福祉課へ通報、届出、相談。

(2) 相談の受付・通報・届出の受理

虐待防止センターである障害福祉課が、通報、届出等の窓口になる。

■相談の受付・通報受理後の流れ

障害福祉課は、障害者虐待の通報や届出内容に係る「障害者虐待受付票」(様式1)を作成する。

草津市を所在地とする施設を他市の支給決定を受けて利用している者について通報があった場合、通報者への聞き取りなどの初期対応を行い、速やかに支給決定を行った市町村へ引き継ぐ。

※支給決定対象者が複数市に渡る場合は、滋賀県障害福祉課にも連絡し、対応方法について助言を求める。

■通報受理時の留意事項

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられる。通報等を受けた者はそれが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理する。

もし通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了する。

なお、障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認にあたってはそれが虚偽または過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要となる。

(3) コアメンバー会議 (対応方針の協議)

障害福祉課は通報受理後、速やかにコアメンバー会議にて対応方針の協議を行い、初回相談の内容の共有と事実確認方法、役割分担を検討するための会議を行う。ま

た、必要に応じて県への報告を行う。この際、「施設従事者による障害者虐待情報共有・協議票」（様式2）と「事実確認準備票」（様式3）を整備する。

■コアメンバー会議の留意事項

通報等の内容を詳細に検討し、事実確認のための調査をどの範囲まで行うか、慎重に検討することが必要。

虐待を行ったと疑われる施設従事者が特定されている場合であっても、その者だけではなく、管理職や責任者、その他の職員等、事業所全体の状況を掴むことができるよう、検討すること。さらに、被虐待者のみならず、サービスを利用している他の利用者への聞き取り調査を行うことで、より事実に近い証言を取り入れることができる可能性がある。

その他留意事項 ⇒ P 5、6 基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様

（４）事実確認、訪問調査

障害福祉課は、コアメンバー会議で決定した事実確認方法と役割分担にそって、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行う。聞き取り調査は「各面接調査票」を用いて聞き取り・記録する。また、必要に応じて滋賀県障害福祉課への報告を行う。

なお、通報者がその後の対応について詳細な報告を求めてくる場合があるが、回答する義務はない。仮に相手側から要求があった場合は、施設側に適切な指導を行っている等、概略説明に留めるものとする。

その他留意事項 ⇒ P 7 基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様

（５）虐待対応ケース会議の開催

障害福祉課は、障害者の安否確認および虐待の実態把握後「事実確認調査結果報告書」（様式4）を整備の上、速やかに虐待対応ケース会議を開催し、虐待の事実についての確認を行う。この際、「虐待対応ケース会議記録・計画書（判断会議用）」（様式5）を整備する。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、「改善計画書」（様式6）についても検討し、障害者本人や障害福祉サービス事業所等への今後の対応方針を協議する。また、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）」（県様式）により滋賀県障害福祉課への報告を行う。

※改善計画書については、あくまでも施設側が主体的に作成するものであるため、行政側は改善すべきポイントのみを伝えることが望ましい。

■滋賀県障害福祉課への報告

市は、障害者施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を県に報告することとされている。(障害者虐待防止法第17条)

県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案となっている。ただし、障害福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、県と市が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障害者虐待の事実が確認できていなくても市から県へ報告することが必要となる。

市からの報告に基づき、県は市と連携して事実確認のための調査、社会福祉法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されている。(障害者虐待防止法第19条)

○都道府県に報告すべき事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 障害者福祉施設等の名称、所在地および種別2 虐待を受けたまたは受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類および障害程度区分その他の心身の状況3 虐待の種別、内容および発生要因4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日および職種5 市が行った対応6 虐待が行われた障害者施設等において改善措置がとられている場合にはその内容 |
|--|

■障害者施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされている。(障害者虐待防止法第20条)

○都道府県知事が公表する項目

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 虐待があった障害者福祉施設等の種別2 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種 |
|--|

○滋賀県における虐待対応連絡先

- ・滋賀県障害福祉課（滋賀県庁内） TEL：077-528-3541
- ・滋賀県障害者権利擁護センター（滋賀県庁内）
TEL：077-521-1175

（６）虐待防止法に基づく事業所への指導通知（虐待認定を行った場合）

障害福祉課は、施設従事者による障害者への虐待認定を行った場合、改善計画書の提出を求めるための指導を行う。指導については、障害福祉課長が事業所責任者を直接訪問し、虐待認定に至った経過を詳細に説明した上で行うことが望ましい。

また、改善計画書に記載された項目が達成されたかどうかを確認するため、「評価票」（様式7）の提出を求める。提出に際しては、必ず施設全体の総意で評価された上で、提出を求めるものとする。

（７）施設従事者による障害者虐待の終結（虐待認定を行った場合）

評価票が提出された後、虐待対応ケース会議を開催し、施設から提出された評価票に対する評価の検討を行う。会議時には「虐待対応評価会議記録票」（様式8）を整備する。

会議終了後には「施設従事者による虐待 対応評価書」（様式9）を作成して事業所に評価返しを行うものとする。「改善計画書」に記載されている各項目が「継続」と評価される場合は、再度、評価票の提出を求め、改善への取り組みを続けるものとする。また、全ての項目において「達成」と評価された場合に終結するものとする。

なお、終結時には必要に応じて、再度、施設の訪問調査を行う等し、改善状況を直接確認することが望ましい。さらに、評価返しを行う際は、可能な限り施設を訪問し、事業所責任者に対して行うことが望ましい。

※必要に応じて滋賀県障害福祉課へ報告を行う。

ウ 利用者による障害者虐待

(別紙3参照)

(1) 虐待の発見 (虐待の疑い)

虐待(疑い)を発見した者、虐待を受けた障害者から障害福祉課へ通報、届出、相談。

(2) 相談の受付・通報・届出の受理

利用者による障害者虐待の場合は、虐待防止センターである障害福祉課および滋賀県障害者権利擁護センターが、通報・届出等の窓口となる。

■相談の受付・通報受理後の流れ

障害福祉課は、障害者虐待の通報や届出内容に係る「障害者虐待受付票」(様式1)を作成する。

その他留意事項 ⇒ P 5、6 基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様

○事業所の所在地が草津市の場合

通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県へ通知する。併せてその後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うことになるため、速やかに居住地の市町村へ連絡を行う。

○居住地が草津市の場合

通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知する。

(3) コアメンバー会議 (対応方針の協議)

障害福祉課は通報受理後、速やかに対応方針の協議を行い、初回相談の内容の共有と事実確認を行うための会議を行う。また、必要に応じて県への報告を行う。

その他留意事項 ⇒ P 6 基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様

(4) 事実確認、訪問調査

障害福祉課は、コアメンバー会議で決定した事実確認方法と役割分担にそって、事業所の協力の下、必要に応じて通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行う。

(事業所に対する指導権限はない)

なお、事業所の協力を得られず、障害者の安全確保等の必要がある場合には、速や

かに事業所所在地の都道府県を經由して、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行するなど協力して対応する。

その他留意事項 ⇒ P 7 基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様

(5) 虐待対応ケース会議の開催

障害福祉課は、障害者の安否確認および虐待の実態把握後、速やかにケース会議を開催し、虐待の事実についての確認を行う。

使用者による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人への対応方針等を協議し、「使用者による障害者虐待に係る報告」（様式 10）および「労働相談票（使用者による障害者虐待）」（様式 11）により都道府県へ通知する。

その他留意事項 ⇒ P 7 基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様

○都道府県に報告すべき事項

- 1 事業所の名称、所在地、業種および規模
- 2 虐待を受けたまたは受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類および障害程度区分その他の心身の状況および雇用形態
- 3 虐待の種別、内容および発生要因
- 4 虐待を行った使用者の氏名、生年月日および被虐待者との関係
- 5 都道府県および市が行った対応
- 6 虐待が行われた事業所において改善措置がとられている場合にはその内容

○滋賀県における虐待対応連絡先

- ・滋賀県障害福祉課（滋賀県庁内） TEL：077-528-3541
- ・滋賀県障害者権利擁護センター（滋賀県庁内）
TEL：077-521-1175

養護者による障害者虐待への対応

別紙 1

- ・養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者
- ・養護者による虐待を受けた障害者

通報

相談

届出

(1) 草津市障害福祉課
受付 (受付票の作成 **様式 1**)

見極め

・虐待の疑いはないが支援が必要な場合は各支援機関窓口へ

虐待の疑いなし

直ちに招集

(2) コアメンバー会議 (対応方針の協議) **緊急性の判断と通報内容の検討** **様式 2**
【目的】初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための会議
・虐待の疑いについての判断 ・必要な情報収集項目 ・事実確認の方法と役割分担
・予測されるリスクへの対応 ・事実確認の期限 (初回のケース会議の開催時期) 等
【出席者】障害福祉課 (課長・係長・担当者・相談受理者) *可能な限りの出席とし、早急に実施。

虐待の疑いあり

至急必要な場合

(3) 事実確認、必要あれば訪問調査 (安否確認) **様式 3**
障害者の状況や事実関係の確認 ※必要に応じて県に相談・報告

緊急性の判断

(4) 虐待対応ケース会議の開催<コアメンバー、支援機関、専門機関> **様式 4**
【目的】事実確認後、情報を整理し、援助方針・支援内容・連絡体制等の協議
・**虐待の有無の判断** ・緊急性の判断 ・立入調査の可否の判断
・やむを得ない事由による措置の判断等
・虐待対応計画の作成及び対応段階における評価 **様式 5** **様式 6**
【出席者】・障害福祉課 (課長・係長・担当者) …コアメンバー、支援機関、専門機関
※ 事案に応じ虐待支援ネットを活用 (草津市虐待支援ネット委託メンバー)

(5) 立入調査 (安否確認) 障害者の状況や事実関係の確認
※障害福祉課職員が実施 ※警察署長への援助要請 **様式 7** **様式 8**
虐待対応ケース会議の開催

(9) 成年後見制度利用開始の審判請求
*成年後見制度利用支援事業

(8) 養護者への支援
・相談、指導および助言
・養護負担の軽減

(7) 障害者への支援
・医療、福祉サービスの導入
・相談、指導および助言

(6) 障害者の保護
・緊急一時保護の活用
・やむを得ない事由による措置

(10) モニタリング

(11) 虐待対応の終結

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応

別紙 2

- ・従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者
- ・従事者等による虐待を受けた障害者

通報

相談

届出

- ・虐待の疑いはないが
支援が必要な場合は各
支援機関窓口へ

滋賀県障害福祉課へ必ず報告

虐待の疑いなし

(4) 草津市障害福祉課

受付 (受付票の作成) **様式 1 (施設従事者による虐待用、以下様式同)**

直ちに招集

(2) コアメンバー会議 (対応方針の協議) **緊急性の判断と通報内容の検討** **様式 2**

通報等の内容を詳細に検討 (可能な限りの出席とし、早急に実施)

⇒ **様式 3**を作成し、事実確認に備える。※必要に応じて県に相談・報告

(3) 事実確認、訪問調査 **各面接調査票**

障害者の状況や事実関係の確認 ※必要に応じて県に相談・報告

虐待の疑いあり (速やかに招集)

(4) 虐待対応ケース会議の開催<コアメンバー、支援機関、専門機関> **様式 4** **様式 5**

【目的】事実確認後、情報を整理し、事業所の指導方法等について検討する。

・**虐待の有無の判断**【・緊急性の判断 ・指導ポイントの検討 ・改善計画書案の検討】 **様式 6**

・**終結への判断**【・施設から提出された評価票に対する評価の検討 ・記録票作成】 **様式 8**

【出席者】・障害福祉課 (課長・係長・担当者) …コアメンバー、支援機関、専門機関

※ 事案に応じ虐待支援ネットを活用 (草津市虐待支援ネット委託メンバー)

改善計画書 (様式 6) および評価票 (様式 7) の提出を併せて指導

施設から提出後に開催

(5) 虐待防止法に基づく事業所への指導通知

様式 9 を作成し評価

障害者施設従事者等による障害者虐待が認められた場合速やかに報告

滋賀県へ施設従事者等による虐待状況等の報告 **県様式**

障害者の安全の確認その他事実の確認 (市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため

障害者総合支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

[社会福祉法] 報告徴収、措置命令、事業制限、停止命令、許可取消

[障害者総合支援法] 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表 (毎年度)

都道府県

見極め



